

災害時などにさまざまな手段で、迅速に情報を受け取れるようになります 防災情報一斉配信システムを導入しました

☎【防災情報】危機管理課危機管理係 ☎26-5701
【さかたコンポ】企画調整課デジタル変革戦略室 ☎43-8336

これまで、市ホームページや市公式SNSなどで防災情報を発信する際には、それぞれのシステムで入力操作する必要があったため、情報発信に時間を要していました。

今回、老朽化した防災行政無線の操作卓の更新に合わせて、操作卓から一度の操作で、市ホームページや市公式SNSなどに一斉に情報発信するシステムを導入しました。

これにより、多様な手段で迅速に情報を受け取ることが可能になりました。

●一斉配信手段

- 防災行政無線
- コミュニティFM（ハーバーラジオへの割り込み放送のみ。防災ラジオからも放送が流れます）
- 市ホームページ
- 緊急速報メール（エリアメール）
- SNS（市公式LINE、X（旧Twitter）、Facebook）
- メール（さかたコンポにメールで登録されたかた）
- 電話音声自動発信（要配慮者向けに今後運用を検討していきます）

◆情報発信は、内容や重要度などに応じて使い分けて運用します。

一斉配信イメージ

防災情報一斉配信システム



災害時は、市から発信する情報以外にも、各自で携帯電話、スマートフォン、PC、テレビなどから情報を収集し、迅速・安全な避難行動につなげてください。

市からの防災情報などをLINEやメールで受け取るために「さかたコンポ」の登録をしましょう

上記のように、災害などの緊急時に防災情報などをLINEやメールで受け取ることができるようになりました。情報を受信するためには、市のコミュニケーションポータルサイト「さかたコンポ」への登録が必要となります（既に登録済みのかたは登録不要です）。

●LINEで防災情報などを受け取りたいかた

二次元コードから、市公式LINEの友だち追加を行い、LINEメニューの「さかたコンポ」のボタンから登録を行います。



●メールで防災情報などを受け取りたいかた

<https://sakata-city.jp/signin>にアクセスし、新規登録画面からメールアドレスとパスワードを入力し登録を行います。

◆受け取ることができる情報など詳しくは市ホームページを参照してください。



全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達試験

国と連携した全国一斉の情報伝達試験を行います。防災行政無線と防災ラジオから放送が流れます。また防災情報一斉配信システムの動作テストを兼ねて、市ホームページと市公式SNSに情報伝達試験の内容を発信します。

日時／5月22日（水）午前11時ごろ～

◆今回の試験では緊急速報メールの配信はありません。

令和6年度 市・県民税の定額減税を実施します



固税務課市民税係 ☎26-5712~5714

対象／令和5年中の合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合、収入金額が2,000万円以下に相当）の市・県民税所得割の納税義務者

◆市・県民税が非課税または均等割・森林環境税のみ課税されるかたは対象外。

減税額／納税義務者の市・県民税所得割額から、右記の合計金額を減税します。減税額が所得割額を超える場合は、所得割額が減税の限度額となります

- ・本人 1万円
- ・控除対象配偶者または扶養親族 1人につき1万円

◆定額減税の対象は、国内に住所を有するかたに限ります。

◆住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税します。

◆控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度の市・県民税において1万円の定額減税を行います。

実施方法／市・県民税を納める方法によって、定額減税の実施方法が異なります

●給与からの特別徴収（給与天引き）の場合

6月分は徴収せず、定額減税「後」の税額を7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。



●普通徴収（納付書または口座振替）の場合

定額減税「前」の第1期分（6月分）の税額から控除します。控除しきれない場合は、第2期分（8月分）以降の税額から、順次控除します。



●公的年金等からの特別徴収（年金天引き）の場合

定額減税「前」の10月分の特別徴収税額から控除します。控除しきれない場合は、12月分以降の特別徴収税額から、順次控除します。



◆減税額については、特別徴収税額通知書または6月中旬に発送する納税通知書を参照してください。

◆所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページを参照してください。



▲国税庁
ホームページ

国民健康保険税の課税限度額・軽減判定基準を改正しました

☎【課税内容】税務課税制係 ☎26-5711 【制度全般】国保年金課国保係 ☎26-5727

●課税限度額の改正

地方税法施行令改正に伴い、国保税の一世帯当たり課税限度額を下表の通り改正しました。

課税限度額	改正前	改正後
医療分	65万円	65万円 (変更なし)
支援分*	22万円	24万円
介護分	17万円	17万円 (変更なし)
合計	104万円	106万円

※支援分／後期高齢者医療制度の運営を支援するため、全ての医療保険の被保険者が負担するもの

●軽減判定基準の改正

前年の所得が一定額以下の場合に軽減される判定基準を下表の通り改正しました。

軽減割合 (均等割および平等割)	軽減判定対象所得 ^{※1}	
	改正前	改正後
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数 ^{※2} -1)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下(変更なし)
5割軽減	43万円+29万円×(被保険者数+旧国保被保険者数 ^{※3})+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+29万5千円×(被保険者数+旧国保被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+53万5千円×(被保険者数+旧国保被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+54万5千円×(被保険者数+旧国保被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※1 世帯主と国保被保険者および旧国保被保険者の前年所得の合計額

※2 世帯主と国保被保険者および旧国保被保険者の中で、給与収入が55万円を超えるかた、または、公的年金等の支給額が60万円を超えるかた(65歳以上の場合125万円を超えるかた)の人数が2人以上の場合、その人数

※3 国保から後期高齢者医療制度へ移行したかた

◆軽減判定所得では、譲渡所得に係る特別控除と事業専従者控除の適用を受けることができません。

◆国保税の軽減制度などの具体的な内容は、本紙7月1日号でお知らせします。

軽自動車税(種別割)の納付はお早めに

☎【課税内容】税務課税制係 ☎26-5711 【納税相談】納税課納税係 ☎26-5719

令和6年度軽自動車税(種別割)納税通知書を発送しました。今年度の納期限は、5月31日(金)です。

●軽自動車税(種別割)の減免制度

身体に障がいのあるかたが所有する軽自動車などは、一定の要件に該当する場合、軽自動車税(種別割)が減免されます。新たに減免を受けるかたは、5月24日(金)までに税務課または各総合支所へ申請してください。

必要なもの／納税義務者のマイナンバーカードまたは個人番号の通知カード、所有者の身体障害者手帳、運転者の運転免許証、自動車検査証

◆すでに減免申請済みの場合でも、申請内容に変更があれば、再申請の必要があります。

◆減免を受けられる車両は普通自動車を含め1台だけです。普通自動車の減免を受けたかたは、軽自動車税(種別割)の減免消滅の届け出をしてください。

◆代理のかたが来庁される場合は、事前に問い合わせてください。

●納付後1か月以内の車検用納税証明書の交付申請

市役所以外の窓口で納付した場合は、納税確認に2週間～3週間かかる場合があります。

車検用の納税証明書を市民課または各総合支所に申請する場合は、納付が確認できるもの(領収証書など)と自動車検査証を持参してください。

●口座振替をご利用のかたへ

納税証明書は6月中旬に郵送します。

●ご注意ください

スマートフォン決済アプリやクレジットカードなどで納付した場合は、領収証書など納付したことがわかる書類が発行されませんので、車検が近いときは、窓口で納付してください。

介護保険に関する各種委員を募集します

☎高齢者支援課介護給付係 ☎26-5363

	地域包括支援センター運営協議会委員兼 地域密着型サービスの運営に関する委員会委員	介護保険運営協議会委員
業務	【地域包括支援センター運営協議会】 高齢者の総合相談や支援を行う同センターの円滑かつ適正な運営を図る事項を審議 【地域密着型サービスの運営に関する委員会】 同サービス事業所の指定や適正運営に関する事項を審議	介護保険制度全般の審議
活動日時	平日の日中、年3回程度（1回約2時間）	平日の日中、年3回程度（1回2時間～3時間）
対象	本市在住で40歳以上のかた（現在任期中のかたを除く）	本市在住で介護保険制度に積極的な意見を持つ40歳以上のかた（現在任期中のかたを除く）
募集人数	3人（申し込み多数の場合は書類選考）	4人（申し込み多数の場合は書類選考）
任期	3年	
申し込み	5月31日(金)まで任意の用紙に住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、応募理由を記入し、〒998-8540（住所不要）酒田市高齢者支援課へ郵送または持参	

官民連携出前講座を開始します

☎市長公室広報広聴係 ☎26-5706

事業連携協定に基づく取り組みとして、民間企業が提供する各種講座を本市の出前講座メニューに追加しました。

申し込み／開催希望日の2週間前までに講座提供企業または市長公室広報広聴係へ ☎26-5706、☎26-3688、✉koho@city.sakata.lg.jp、下記二次元コードから

◆出前講座について詳しくは、本紙5月1日号または市ホームページを参照してください。

●明治安田生命保険(株)提供メニュー

申し込み／明治安田生命酒田営業所 ☎22-5278

【健康増進】	
1	人生100年時代! くらしに役立つ睡眠と健康の知恵袋
2	よい睡眠取れていますか? ちょっとした工夫で睡眠満足度アップ!
3	いつまでも若々しく! 老化を防いで身体の中から健康に
4	必要な栄養素は取れていますか? バランスのよい食事の組み合わせで家族も健康に
5	一ずっと元気に過ごしたい! — 今日から始める健康的なダイエット習慣
6	「がん」からわたしの未来を守る 押さえておきたい3つのポイント
【子育て】	
7	はじめよう おうちで未来の「おかね」のはなし

【介護・認知症】	
8	認知症の理解
9	最適な「MYライフ&エンディング」を考えよう
10	介護の不安を解決 今から知る・今日から始める介護のそなえ
11	フレイル予防 学習編
12	フレイル予防 実践編
【相続・その他】	
13	はじめての「お金の育て方」
14	“相続”と“争族”のはなし
15	備えて安心! 在宅避難のススメ
16	災害に備える「防災脳」を活性化!
17	予測ができない地震に備える! もしものときのアクションプラン

●第一生命保険(株)提供メニュー

申し込み／第一生命山形支社
営業推進グループ
☎023-631-5711

1	ライフサイクルゲーム体験会
2	資産形成セミナー
3	相続セミナー
4	終活セミナー
5	「絆ノート」書き方セミナー

